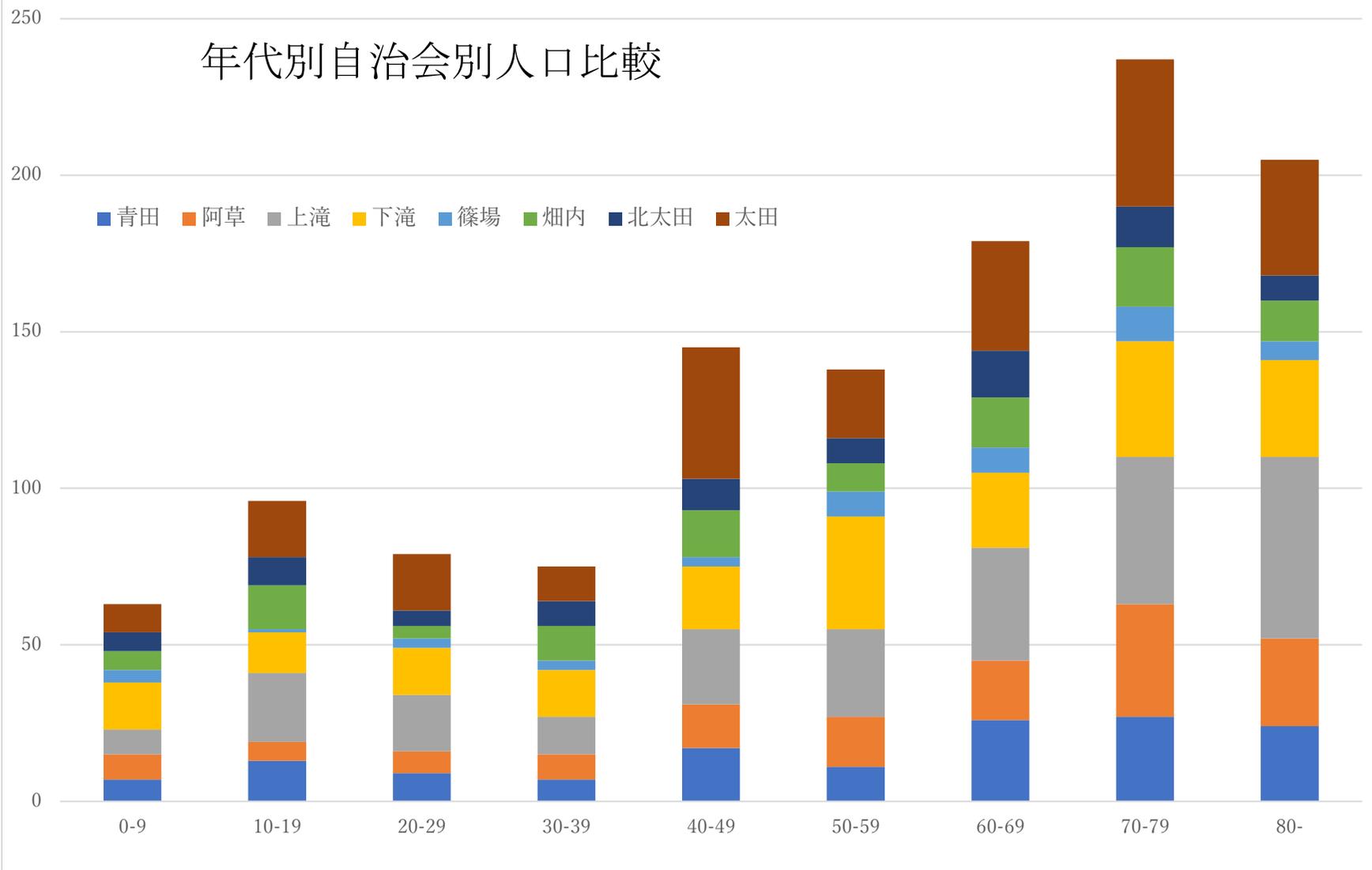
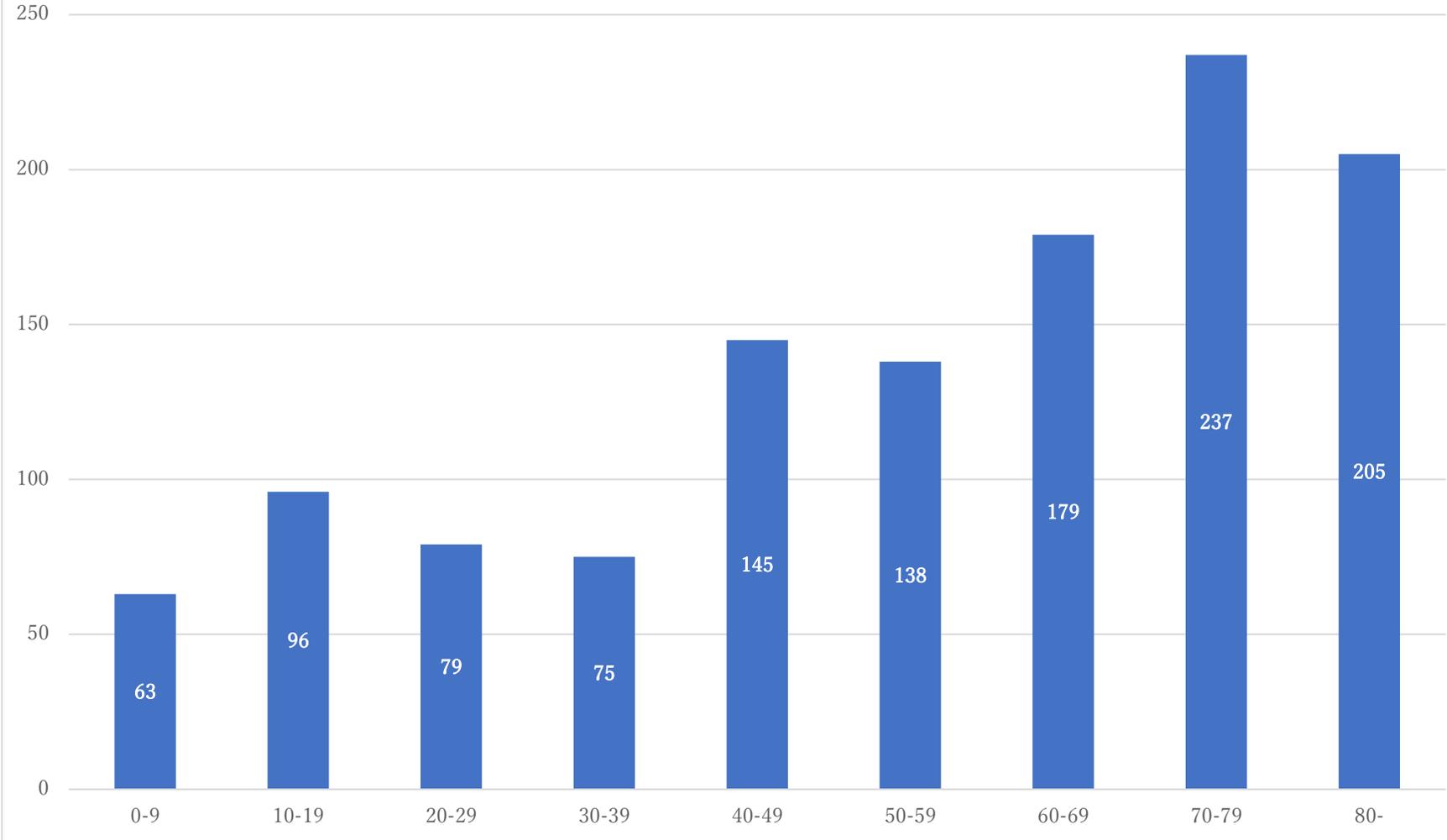


# 年代別自治会別人口比較

■ 青田 ■ 阿草 ■ 上滝 ■ 下滝 ■ 篠場 ■ 畑内 ■ 北太田 ■ 太田



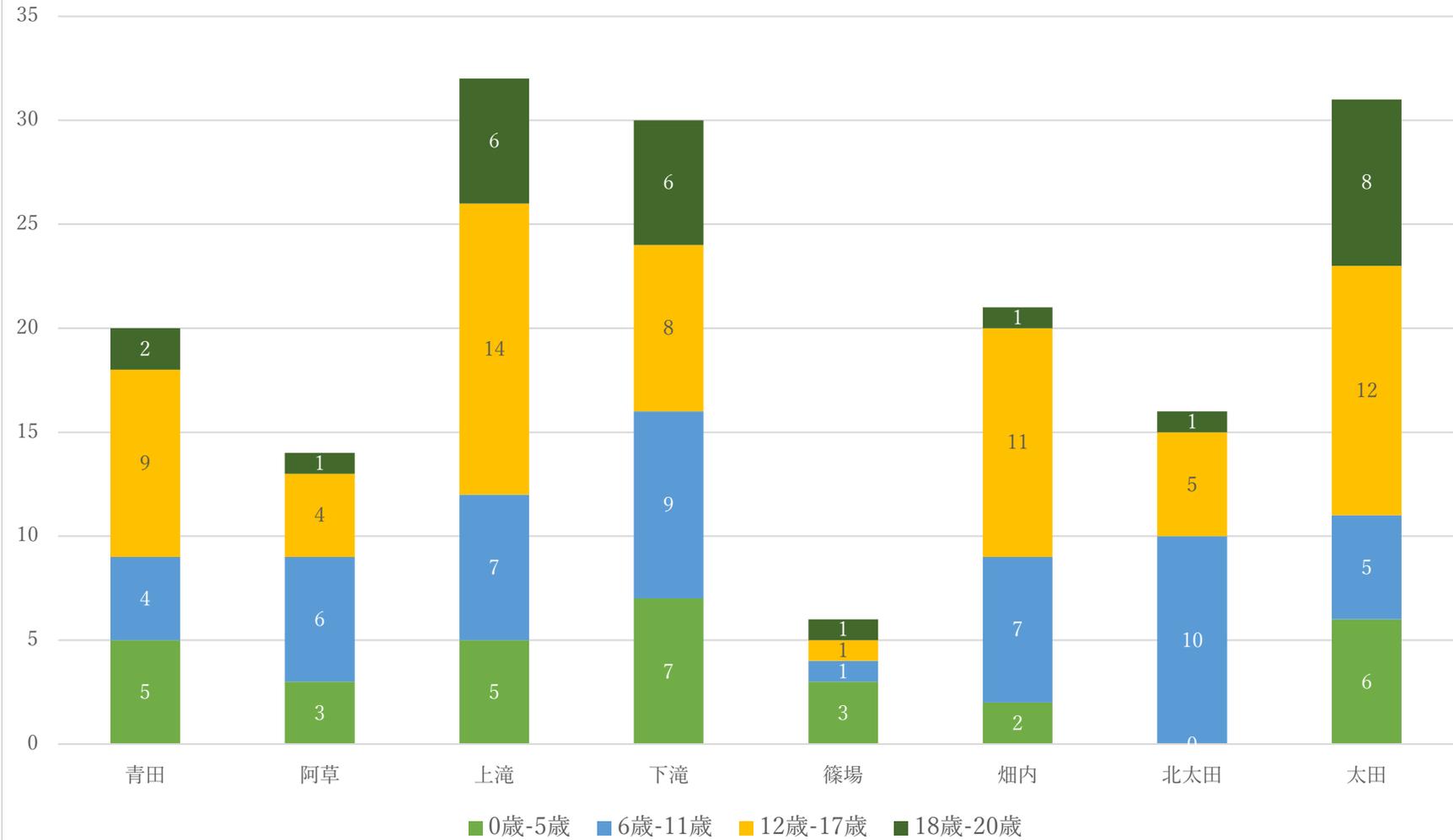
# 上久下地区 年代别人口



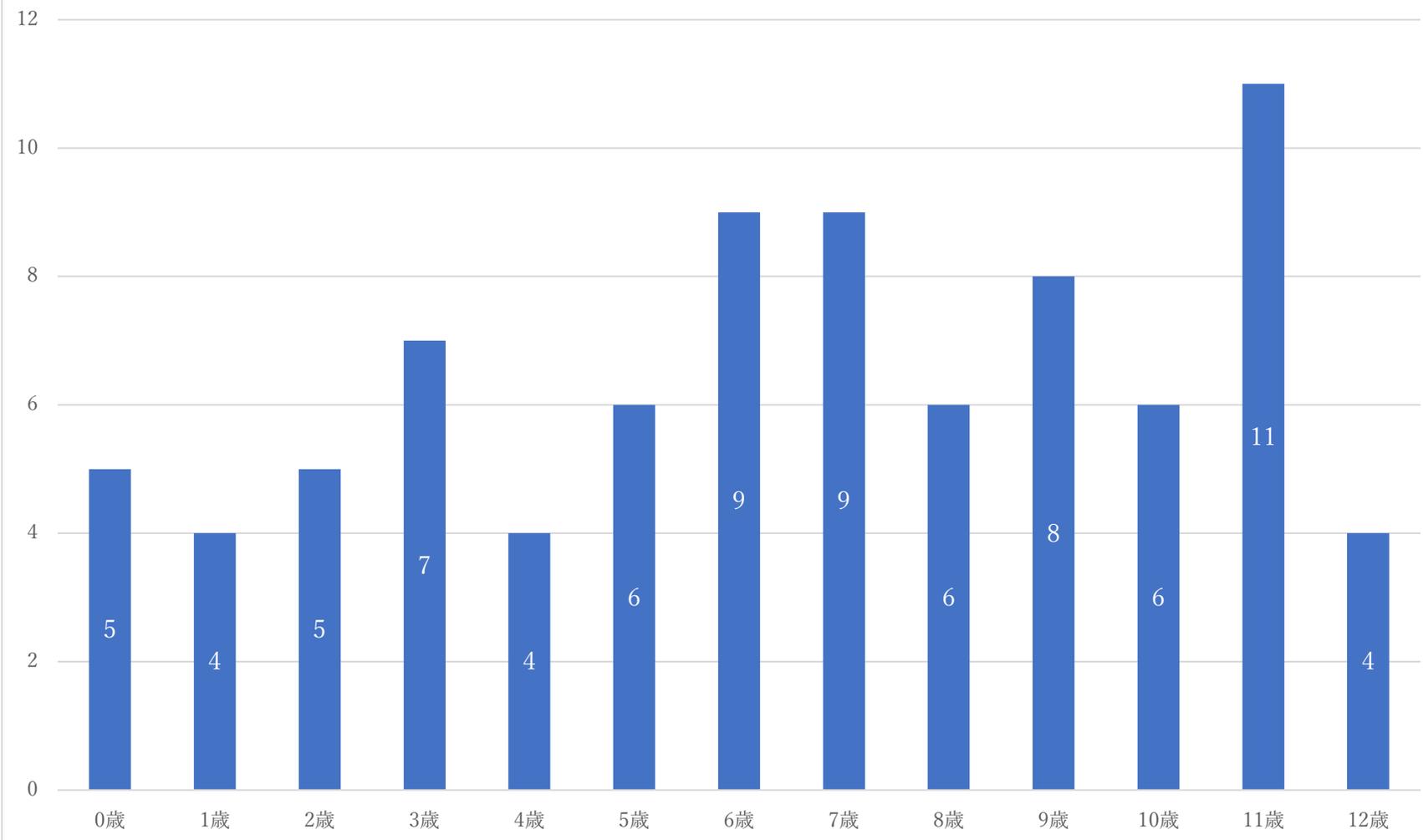
自治会別年齢分布

	0-9	10-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80-	
青田	7	13	9	7	17	11	26	27	24	141
阿草	8	6	7	8	14	16	19	36	28	142
上滝	8	22	18	12	24	28	36	47	58	253
下滝	15	13	15	15	20	36	24	37	31	206
篠場	4	1	3	3	3	8	8	11	6	47
畑内	6	14	4	11	15	9	16	19	13	107
北太田	6	9	5	8	10	8	15	13	8	82
太田	9	18	18	11	42	22	35	47	37	239
	63	96	79	75	145	138	179	237	205	1217

地区別年代別(0-20歳)人口



年齡別人口



## 児童数推移予想

生まれ	26-27	27-28	28-29	29-30	30-31	31-2	2-3	3-4	4-5	4-5
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R11
1年	10	5	9	7	4	7	5	4	5	5
2年	6	10	6	9	7	4	7	5	4	4
3年	8	5	10	6	9	7	4	7	5	5
4年	8	8	5	10	6	9	7	4	7	7
5年	10	7	7	5	10	6	9	7	4	4
6年	15	10	7	7	5	10	6	9	7	7
	57	45	44	44	41	43	38	36	32	32

年齢と学年は、必ずしも一致しない

兵庫県教育委員会

公立学校の学級編制基準

公立学校の学級編制及び教職員定数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」によって定められています。

1 小・中学校

項 目	小 学 校		中 学 校
	(第1学年)	(第2～6学年)	(中等教育学校の前期課程を含む。)
単式学級	35人	40人	
複式学級	14人 (第1学年を含む場合は、8人)		—
特別支援学級	8人		

(注) 上記は標準としての基準である。

ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。

- 1 単式学級に係る学級編制において、新学習システムの学級編制の弾力的な取り扱いに係る次の研究指定を受けた場合
  - ア 小学校第2学年から第4学年において、市町教育委員会が35人学級編制の研究指定を希望し、県教育委員会が認めた場合
  - イ 上記ア以外の学年で、調査・研究のため、特に県教育委員会が指定する場合
- 2 上記1以外の地域や学校の実情に応じた学級編成の弾力的な取り扱いについて市町教育委員会が特に必要があると認めた場合

◆丹波市立小中学校の適正規模については、次のとおりとします。

- ①小学校は1学年1学級以上が維持できる規模とする。
- ②中学校は1学年2学級以上が維持できる規模とする。

◆丹波市における小中学校の適正配置（学校統合）

一定の児童生徒数や学級数があることにより、子どもたちが多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばすことができると考えます。

また、教職員配置においても、すべての子どもたちに、等しく、望ましい学校教育を行うためには一定の教職員数を確保することが必要です。

【検討委員会での各委員の主な意見】

- ・現方針のあるべき姿と実態がかけ離れている。
- ・今後の児童生徒数の推移を見る限り、複式学級規模となる学校が増えてくることがうかがえる。

これらを踏まえ、丹波市立小中学校の適正配置（学校統合）については地域合意の下、次のとおり学校統合を行うこととします。

- ①小学校は複式学級規模となる場合又は複式学級規模になることが見込まれる場合に地域合意のもと、その学校のある地域（旧町域）で統合協議を行う。ただし、完全複式（3学級）規模となる場合は、地域合意の如何を問わず速やかに統合協議に入る。
- ②中学校は統合協議を行わない。